

朝鮮総督府編纂 第一期『普通学校修身書』の考察

朴英叔*・金直洙**

目次

1. はじめに
 2. 第一次朝鮮教育令による修身教科書編纂の意図
 3. 『修身一』教材の詳解及び内容分析
 4. 『修身一』教材の語彙分析
 - 4-1 品詞別の分析
 - 4-2 語種別の分析
 5. まとめ
-
-

1. はじめに

日韓併合の一年後、1911年第一次朝鮮教育令により教育は「忠良ナル國民ヲ育成」と「時勢及民度ニ適合」な「普通ノ知識技能ヲ授ケ特ニ國民タルノ性格涵養」を教育方針の基に、植民地下朝鮮の初等教育分野で日本語中心の教科書が新たに編纂された。教科書は社会の支配的な価値や理念を最も明示的・公式的に

* 又松大学校 招聘教授 日本語学

** 又松大学校 招聘教授 日本語学

伝える道具で、教科書内容の中に反映された文化的価値体系は教育を受ける児童に多大なる影響を与えるものである。

唐沢富太郎は『教科書の歴史』の序で、「教科書が日本人を作った」と断定し、教科書は「一般民衆の一人一人に大きな影響を与えて日本人を形成してきた」と述べている。同じようにこの表現は、植民地朝鮮児童にも言えよう。

当時、教育を受けた朝鮮児童が使用した教科書は、日本の支配イデオロギーを浸透させる政策教育として重要な役割を担わせられていたのである。支配イデオロギーに中心的な役割をした教科目は修身・日本語・歴史などである。

本稿では、植民地初期に編纂された第1期『普通学校修身書』（以下『修身一』と略する）を対象を限定して、修身教科書編纂の意図及び内容を把握し（人物調査及びイデオロギー含む）、また、語彙分析を通して各学年の学習単語及び単語（品詞別・語種別）の特徴を通して修身教育が目指したことを考察してみる。

植民統治期の初等教育機関「普通学校」で使用された修身教科書を編纂時期により区分すると次の（表1）一覧表の通りである。

（表1）植民地時代初等学校修身教科書一覧¹

区分	修身書教科書	編纂年度	当時の学校名	著者・発行者	印刷所
日本 保護期	普通学校生徒用修身書	1907~1908 (全4巻)	普通学校	學部編	三省堂書店印刷
日 期	訂正普通学校生徒用修身書 ²	1911(全4巻)	普通学校	朝鮮総督府編	朝鮮総督府印刷局
	1 普通学校修身書(生徒用)・修身一	1913~1915 (全4巻)	普通学校	朝鮮総督府編	総務局印刷所
	訂正普通学校修身書(生徒用)	1918(全4巻)	普通学校	朝鮮総督府編	総務局印刷所

¹ 当時、日本の初等学校国定修身教科書は第一期から第五期までで次のとおりである。

- 第一期『国定修身教科書』1904~1909（明治37~42）
- 第二期『国定修身教科書』1910~1917（明治43~大正6）
- 第三期『国定修身教科書』1918~1932（大正7~昭和7）
- 第四期『国定修身教科書』1934~1940（昭和8~15）
- 第五期『国定修身教科書』1941~1945（昭和16~20）

² 『訂正普通学校修身書』（1911）日韓併合により、日本保護期『普通学校修身書』を若干修正した教科書で朝鮮語表記になっている。

³ 初等修身書(児童用)巻4・5・6だけ出版されていると思われる。

⁴ 「普通学校」は、1938年第3次朝鮮教育令の発布で「小学校」に改定された。そして、1941年2月国民学校規定が発布され「国民学校」に改称され解放以後まで使われた。

本 統 治 期	2 期	普通学校修身書(児童用)・修身二		1922~1924 (全6巻)	普通学校	朝鮮総督府編	朝鮮書籍印刷株式会社
		普通学校修身書(4年制)		昭6~9全4巻	普通学校	朝鮮総督府編	朝鮮書籍印刷株式会社
	3 期	普通学校修身書 修身三		1930~1934 (全6巻)	普通学校	朝鮮総督府編	朝鮮書籍印刷株式会社
		改訂普通学校修身書		1937 (全6巻)	普通学校	朝鮮総督府編	朝鮮書籍印刷株式会社
	4 期	初等修身書 (児童用)		1938 (4~6巻) ³	小学校→	朝鮮総督府編	朝鮮書籍印刷株式会社
初等修身		修身四	1939 (1~6巻)	国民学校 ⁴			
5 期	初等修身	修身五	1942~1944 (全6巻)	国民学校	朝鮮総督府編	朝鮮書籍印刷株式会社	

2. 第一次朝鮮教育令による『修身一』編纂の意図

殆どの国家では程度の差はあるが、教育政策を基盤とした教育システムを通じて教育を行っている。日本支配による植民地教育もそれにより、重要な教育問題に対して十分に時の権力者、統治者の要望が反映することとなる。その意味で植民地時代の修身教育が植民地教育の政策科目として利用されることで彼らの支配イデオロギーを浸透させる役割が与えられたのである。

教育は、学校制度を通して国家社会が指向する理念、基本的な社会価値と規範、共同生活に必要な生活様式と生活技術を習得させることで国家成員の行為を一定の基準に合致させよう統制する。⁵

このように、日本は植民地になった朝鮮に学制の改編、教科書編纂、学生に対す

⁵ 金チンキュン「韓国の教育文化に対する社会的接近」『韓国社会変動研究(Ⅰ)』ソウル民衆社 1984. p.186~187

る直接又は間接に統制等で、朝鮮を統治者側の基準に符合する教育方針が行われることになる。

これは統治者等の各種発表で見られることであり、統治方針による教育政策は1911年8月にあった全国教監会議で山県伊三郎⁶が次のように明かしている。

(前略) 朝鮮人ハ陛下ノ愛撫シ給フ帝國ノ臣民ナリ。從ッテ其ノ教育カ内地人教育ト同シク忠良ナル帝國臣民ヲ養成スルニ在ルハ言ヲ俟タス。然レトモ歴史ヲ異ニシ風俗ヲ同ジシフセサル民度ニ對シテハ、之ニ處スルニ其ノ道ヲ誤ラス、徐々之ヲ善導スルヲ緊要トス (省略)

また、第一次朝鮮教育令の公布に際し、時勢と民度に適合した教育に重点を置くという方針を寺内総督は一般人民に対する諭告⁷で明示している。

朝鮮ハ未ダ内地ト事情ノ同ジカラザルモノアリ是ヲ以テ其ノ教育ハ特ニカヲ徳性ノ涵養ト國語ノ普及トニ致シ以テ帝國臣民タルノ資質ト品性トヲ具ヘシムムコトヲ要ス夫レ空理ヲ談シテ實行ニ疎ク勤勞ヲ厭ヒテ安逸ニ流レ質實郭厚ノ美俗ヲ捨テテ輕佻浮薄ノ惡風ノ陥ルカ如キコトアラムカ當ニ教育ノ本旨ニ背クノミナラス終ニ一身ヲ誤リ累ヲ國家ニ及ボスニ至ルベシ故ニ之ガ實施ニ關シテハ須ク時勢ト民度トニ適應シ以テ良善ノ効果ヲ收メムコトヲ努ベシ。

上の引用で見られるように、日本語普及は勿論のことで、時勢と民度に適合した教育という名分のもとで忠良な帝国臣民の育成を政策としていることがわかる。

「韓国併合」当初の日本では、朝鮮統治についての関心が高まり、植民地となった朝鮮人の教育を如何にすべきかが大きな課題として取り上げられたのである。新たな植民地朝鮮に施行されるべき教育は如何にあるべきかに対しての基本的問題として提起された三か条に対し、解決すべき根本方針を解決三か条に示し⁸、これに基づいて

⁶ 高橋浜吉『朝鮮教育史考』帝国地方行政学会朝鮮本部、昭和5、p.397

⁷ 朝鮮総督府『朝鮮教育要覽』大正8年1月、p.21

教育史編纂会『明治以降教育制度発達史、第十卷』教育資料調査会、昭和39年、p.64~65

⁸ 前掲『明治以降教育制度発達史』p.60

(問題) 第一は朝鮮人を忠良なる国民として養成する為に内地人に対すると同様な道徳教育を以て

第一次朝鮮教育令⁹を公布に至ったと考えられる。

第一次朝鮮教育令の第二条で明かにしていることで、教育勅語という天皇制思想の注入の不可欠なことを掲げている。第三条では「時勢及民度ニ適合」な教育を、第五条は「国民タル性格ヲ涵養シ国語普及」を目的として取り上げている。第八条は日常生活に「必須なる知識技能」を身につけ民度の実際に適応する普通教育を強調する等、植民地政策においての一貫する教育方針であった。

その朝鮮教育令の教育方針の下での修身書の教材は、普通学校規則第八条により、教育に関する勅語の旨趣に基づき朝鮮児童が身につけるべき諸徳の涵養のために編纂された。

『朝鮮総督府編纂教科書概要』¹⁰第一によると、各学年において「皇室及び国家に対する心得」を「反復循環して提示せり」と述べ、特に注意すべき諸点（全十二）を列挙している。中で（一）・（二）・（三）・（五）を取り上げてみる。

（一）国民道徳の中樞たる忠孝の觀念の養成に特に重きを置き、各巻に之に關する教材を含ましめ、卷一第十課に於て「テンノウヘイカ」、同第十一課に於て「親の恩」を加へ、出來得る限り早く君父の恩を知らしむるに力めたり

（二）天皇陛下、皇后陛下、明治天皇、昭憲皇太后の御盛徳は生徒學力の進

臨むべきやといふことである。

第二は朝鮮人をして必ず国語を学ばしむべきやといふことである。

第三は朝鮮人に対する教育制度は内地人に対するものとは之を別にすべきやといふことである。

（解決）第一に関しては朝鮮人に対しても教育勅語の御趣旨に基きて徳育を施すべきこと、

第二に関しては朝鮮人をして必ず国語を学ばしむべきこと且学校に於ける教授用語は国語たるべきこと、

第三に関しては朝鮮人に対する教育制度は内地人に対するものとは之を別し、朝鮮の時勢及民度に応じ漸進主義に依り教育を施すこと

⁹ 「法令」『教育持論』第九百五拾號、開發社、明治44年9月5日 p.39~40

前掲『明治以降教育制度發達史』p.60~63

第一次朝鮮教育令の中で第一・二・三・五・八條を引用した。

第二條 教育ハ教育ニ關スル勅語ノ旨趣ニ基キ忠良ナル國民ヲ育成スルコトヲ本義トス

第三條 教育ハ時勢及民度ニ適合セシムルコトヲ期スヘシ

第五條 普通教育ハ普通ノ知識技能ヲ授ケ特ニ國民タル性格ヲ涵養シ國語ヲ普及スルコトヲ目的トス

第八條 普通學校ハ兒童ニ國民教育ノ基礎タル普通教育ヲ爲ス所ニシテ身體ノ發達ニ留意シ國語ヲ教ヘ徳育ヲ施シ國民タル性格ヲ養成シ其ノ生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ授ク

¹⁰ 小田省吾『朝鮮総督府編纂教科書概要 朝鮮総督府編纂、大正6年7月

歩に応じ毎卷之を奉掲し、時に御製御歌をも加え、以て皇室御恩澤の洪大なることを知らしめ、殊に明治天皇の朝鮮人民に垂れ賜ひらつ恩恵、就中公立普通學校は何れも皆同天皇御下賜金の利子を基礎として設立せられたるものなれば、生徒等は日々其の恩澤を蒙るものなることを深く生徒の腦裏に印象せしめむことを期し、今上天皇陛下に關しては皇太子の御時會て朝鮮に行啓し給ひて親しく此の地の民情風俗を變せられ、普通學校等に御下賜金ありたること、又兩度の御大喪に際し、一視同仁の御思召を以て朝鮮にも御下賜金あり、又其の前後此の地の風水害等に際し御救恤金を下し給ひし等の事實を特記し極めて具体的に御恩澤の厚きを知らしむると共に、其の年月金額等は教師用に詳記して教授的的確を期せり。

(三) 教育に關する勅語は朝鮮教育令第二條に示されたる如く朝鮮に於ける教育全体の基本たるは勿論なれども、其の義務深遠なる上、普通學校の生徒に對して其の措辭亦甚高尚なるを以て、一々語句解釋をなさず努めて其の趣旨を實行せしむるを旨とす。然れども普通學校最終學年に使用すべき本書卷四卷頭には該勅語の全文を奉掲し、同卷末に於て修身教授全體の歸結として其の大意を奉釋し以て其の大本を會得せしめむことを期せり。

(五) 國体に關しては卷三卷四に於て万世一系の天皇を奉戴し實祚の隆盛なることと天壤と共に窮なき所以を明にせり

上の引用で見られるように、(一)で強調している部分は「君父の恩」を知らせることで、教師用では「天皇陛下はハ我が国ヲ治メ給ウ最モ尊キ、最モ有リ難キ御方ナルコトヲ知ラセルノガ、本課ノ目的」としている。(二)今上天皇陛下についても同じく教師用に「今上天皇陛下ノ御盛徳ヲ受ケ、忠君ノ心ヲ厚クサセル」のが目的で「設問一・二・三・四」を設け「今上天皇陛下がなされた事」四つの問うしている。このように君父の恩、天皇の恩恵・恩沢・皇室恩沢を厚く知らせることや勅語全文を奉掲し修身教授全體の歸結としてされ、一視同仁・万世一系の天皇を奉戴することを強調している。

修身教育は、道德教育を意味する。しかし、朝鮮兒童修身教科書の役割・期待は日本の忠良なる臣民養成の教育に力を入れたことが見られる。また、高橋兵吉¹¹は次のように述べている。

¹¹ 高橋兵吉『朝鮮教育史考』帝国地方行政学会朝鮮本部発、昭和5年、p.401

修身の科は之を諸科中の一と謂ふも實は之を以て全教科目を掩ふべきものにして、教育の事は修身に終ると申しても可なるが如し。而して其の義は教育に關する勅語の實踐に外ならず。其の以外に倫理的學の論議を混ざるは、斷じて教育の本旨に非ざるなり、又特に新附の民に對しては、我が皇室を崇敬するの精神を扶植すること申すまでもなく、第一の急務なるべし。

上記で見られるように、諸科目の中一つである修身科目が全教科目の土台になるもので、教育の事は修身で終えるという彼らの植民地教育で、修身教育が占める役割を隠していない。このように、植民地教育で修身の役割・期待及び修身教育が占める位置を示している。

3. 『修身一』教材の詳解及び内容分析

『修身一』は、黒灰色の洋装本として普通学校各学年一冊ずつの編成で全四冊(巻)であり、教師用も同様である。『修身一』の出版年度・サイズ・課数・分量(頁数) 定価は、次の(表2)に示す通りである。

(表2) 『修身一』

教科書名	『修身一』生徒用					『修身一』教師用 ¹²					
	巻	巻一	巻二	巻三	巻四	計	巻一	巻二	巻三	巻四	計
出版年度		1913	1913	1914	1915		1913	1914	1916	1917	
サイ ズ	縦	22	22	22	22		22	22	22	22	
	横	15	15	15	15		15	15	15	15	
課		25	25	25	26	101	25	25	25	26	101
頁		32	32	52	66	182	103	118	146	190	557
定価		6銭	6銭	6銭	6銭	24銭	6銭	6銭	6銭	6銭	24銭

『修身一』（1913～1915）の定価は各巻6錢で全巻4錢である。教師用は生徒用に比べると項数は3倍以上になるが定価は生徒用と同様である。『修身二』（1923～1924）の定価は全巻75錢で『修身一』に比べ3倍以上になる。『修身一』は、植民地初期の普通学校においては学生を呼び起こすための定価に見られる。

この教科書は一題目に徳目を付与する構成で、漢字交じりの全片仮名文である。

巻一は、全25課で、第1課から19課までは文無しの全面挿絵だけを出している。20課から25課は一項に挿絵をもう一項には片仮名文で挿絵を多く利用し、全32項の中25項の挿絵である。学校の役割・規則、礼儀、約束、恩恵、儉約等の学習で、最終第25課「ヨイ生徒」では巻一全体の復習の形を取っている。

巻二は、巻一と同じ挿絵が多く出されるが（挿絵全24項）、文章と挿絵が占める量が項の半分ずつ使用になり、孝行、技術習得、規範、誠実、約束、儉約、恭敬、天皇、よい日本人になるための道理、紀元節・天長節・天皇祭等、日本紹介が増えてくる。

巻三は、特にこの巻では第一課「今上天皇陛下」の聖徳の教授や忠君の心を鼓吹させるなど、日本人物が多く出されている。『朝鮮総督府編纂教科書概要』の引用（二一 本稿 4pの線を引いた部分参考）でも見られるように、今上天皇陛下に関しては、「普通学校等に御下賜金ありたる」こと、「一視同仁の御思召を以て朝鮮にも御下賜金」があったこと、また「御救恤金を下し給ひし等の事実を特記し極めて具体的に御恩沢の厚きを知らしむる」ことともに、「其の年月金額等は教師用に詳記して教授の的確を期せり」とある。

また、教師用にも今上天皇の聖徳として、朝鮮・台湾・関東州・樺太への御下賜金の額を細かく提示している。

第24課「我が国体」では「萬世一系ノ天皇ヲ戴キ奉るノハ、我が國」だけで「ヨイ國ニ住ンデ居ルノヲ、此ノ上モナイ幸福ナコトト思イ、此ノ勅語ヲヨク守ッテ、忠良ノ臣民トナル様ニ努メナケレバ」ならないと言及している。

第25課「日本国民」では、「天皇陛下ノ忠良ナ臣民デ、日本帝國ノ國民ト

12 小田省吾の『朝鮮総督府編纂教科概』「教科書一般方針」（二）によると、「普通学校教科書は朝鮮語及漢文読本除く外総て国語を以て記述すること。但し一層国語の普及するまで私立学校生徒用に充てむがため、修身書・農業書等特種のものに限り別に朝鮮訳文を作ること」で全普通学校教科書は日本語を以て記述することの特種の教師用修身書は項の上下に分けられ上欄に日本語表記、下欄には朝鮮語表記である。これは、当時の朝鮮人教師が教える参考のためとみられる。

シテ、恥カシクナイ」忠君愛国の心を持つことを強調している。挿絵は13箇所の中、1箇所以外は全部日本関係の挿絵である。

巻四では、日本の国勢・国体を知らせ忠君愛国の心を鼓吹させ、「良い國民ニナッテ、ヨク其ノ務ヲ盡シ、益々大日本帝國ノ名譽ヲ揚グベキコトヲ悟ラセル」¹³ことを注意させている。特に第24・25・26課にかける「教育ニ関スル勅語」では、「常ニヨク國ノ規則ヲ守リ、萬一國ニ大事ノ起ッタ時ハ、皇室ノ御爲メ、國家ノ爲メニ、アラン限りノ力ヲ盡スコト」で良い臣民になることを誘導している。又、明治天皇の「教育ニ関スル勅語」を「マコトニー視同仁ノ有リ難イ思召」で「我等ハ日夜此ノ教ヲ守ッテ、忠良ノ臣民トナル」忠誠を強調している。

挿絵は四箇所だけで日本関係の挿絵である。詳細な日本・朝鮮登場人物の巻毎に占める分布は次の（表3）ようである。

（表3） 各巻毎に占める各人物分布

区別	人物	巻1	巻2	巻3	巻4	延数
日 本 人 物	明治天皇	0	2	1	6	9
	昭憲皇太后	0	0	1	2	3
	神武天皇	0	0	0	2	2
	高橋東岡	0	0	0	7	7
	今上天皇陛下	0	0	2	1	3
	能久親王	0	0	0	1	1
	三宅尚齋	0	0	0	1	1
	伊能氏	0	0	0	1	1
	近江（オウミ）	0	0	1	0	1
	鈴木今右衛門	0	0	1	0	1
	麻田郡守	0	0	1	0	1
	小左衛門	0	0	7	0	7
	二宮尊徳	0	0	14	0	14
	伊藤東涯	0	0	7	0	7
	荻生徂徠	0	0	5	0	5
	中江藤樹	0	0	12	0	12
	太郎	0	1	0	0	1
	貝原益軒	0	0	2	0	2
合 計	0	3	54	21	78	
区別	人物	巻1	巻2	巻3	巻4	延数

13 朝鮮総督府編纂『普通学校修身書』巻四教師用1917年、p.7

朝鮮 人 人 物	鄭民赫	0	0	0	4	4
	姜好善	0	0	4	0	4
	呂東賢	0	0	1	0	1
	邊氏	0	0	5	0	5
	貞童	0	2	0	0	2
	壽男	0	1	0	0	1
	福童	0	3	0	0	3
	合 計	0	6	10	4	20

全修身教科書を通して日本人登場人物は異数18名であり、朝鮮人登場人物は7名出現で、朝鮮人登場人物より日本人登場人物のほうが2.8倍以上多く登場している。日本・朝鮮登場人物においては『朝鮮総督府編纂教科書概要』でも書かれているように、朝鮮人物選別に苦心した所が見られる。その(四)・(七)を引用してみる。

(四) 孝道に付ても忠君と同様毎卷之を掲げざるなく、其の例話も内地人の外、呂東賢の妻、鄭民赫等朝鮮人事蹟を選澤して印象を深からしめたり。

(七) 例話の選澤に付ては編纂上最も苦心せし所のものなるが、内地人事蹟は大抵明治年間以前に屬するを以て、其の内容の朝鮮人に理解し難きのも少からず。朝鮮人事蹟の著名なるものは官吏學者間に多くして一般人に少なく又之ありとするも、圓滿なる模範人物として取るに足るもの極めて稀なり。由て各道に照會して沿く地方模範人物の事蹟を調査し、更に精選して呂東賢の妻(忠清南道石城の人)、姜好善(黃海道谷山の人)、鄭民赫(全羅南道萬頃の人)の事蹟を採用することとし而して外國人に關するものは一切之を採らず、又例話には多く格言或は訓辭を添へて教訓の要旨を指摘せり。

朝鮮人登場人物の選別には、一般の地方人物を3名(呂東賢の妻、鄭民赫、姜好善)を選別している。この人物等は日本帝国主義の随順教育に適合な徳目を備えた具える人物として紹介されている。日本人登場人物は次の(表3)人物分布で見られるように、官吏・事業家・皇室関係者・天皇を主に登場させていることが見られる。各人物の分布は、日本人登場人物は巻三・四で最も多く登場し、異数から見ると巻三(11人)・巻四(8人)を、延数は巻三(54人)巻四(21人)を出している。反

面、朝鮮人登場人物の異数は巻三（3人）・巻四（1人）を、延数は巻三（10人）・巻四（4人）を出している。

全四巻を通して日本・朝鮮人物分布は、異数で日本人登場人物72%、朝鮮人登場人物28%となっている。延数では日本人登場人物80%に比べ朝鮮人登場人物20%で、日本人登場人物の方が延数からみると4倍に至る。

教科書を占める日本人物からは、天皇崇拝・日本優越・帝国随順主義等も窺うことができる。修身教育を道德教育と同一に扱い道德性涵養を表に掲げていたが、実は日本植民統治イデオロギーを注入させる教育であった。朝鮮児童が身につけるべき諸徳の涵養については、普通学校規則第八条により編纂されたことは先の述べたとおりであるので、ここでは各巻毎にイデオロギーの分布¹⁴を（表4）に整理してみた。

（表4）『修身一』各巻のイデオロギー分布

区 分	巻一	巻二	巻三	巻四	計	割合
帝国主義・随順	15	12	13	7	47	46.53 %
儒教・倫理	8	6	4	8	26	25.74 %
反民族主義	1	1	1	1	4	3.96 %
天皇・皇室崇拝	1	2	2	4	9	8.91 %
同化教育	0	1	2	0	3	2.97 %
勤労主義	0	3	3	3	9	8.91 %
勅語・勅書	0	0	0	3	3	2.97 %
計	25	25	25	26	101	100 %

*巻一等の挿絵のみの課では、教師用教科書を使用し分類した。

上記（表4）で見られるように、『修身一』教科書はイデオロギー注入科目として使用されたと推し量ることができる。イデオロギー分布で47%と最も多く占められている「帝国主義・随順」は、忠誠・正義・犠牲・奉仕・協力・節約等が目標で特に、朝鮮児童には正直・清潔・責任・衛生等が目標であることは明らかであり、帝国支配側としての内情を窺うことができる。

次の「儒教・倫理」では、義理・孝・忠孝・服従・恭敬等の儒教倫理を利用し、日

¹⁴ 池浩源『日帝下修身科教育研究』부산대학교육학과 1997

本の支配を受ける朝鮮人を育てるために重点的に扱われた。「反民族主義」では劣等感・依存性・卑屈を扱い、「天皇・皇室崇拜」では天皇・皇室・祝日・紀元節等の天皇崇拜思想を注入させることに尽力した。

「同化教育」では、統治政策の基本方針として忠良な国民育成に重きを置き、「勤労主義」は、農・商・工業等の実業教育に力をいれた。「勅語・勅書」は、教育に関する勅語に基づいて植民地支配の理念的支柱として扱った。

4. 『修身一』教材の語彙分析

「語彙」とは、ある一つの言語体系で用いられる単語の総体¹⁵である。ある範囲の語彙についてそれを構成している単語の総量のことを語彙量という。

ここでは、朝鮮総督編纂第一期『修身一』の語彙量を調査した。各巻毎に占めている割合を調べ、また、品詞別や語種別の分布を把握し、初等教育機関である「普通学校」で学習する語彙の特徴を探ってみることにする。

語彙調査の基準は、各課の題目、記号類は調査の対象から除外し、調査の方法としては、日本語の言語単位の一つである「文節」の概念を目安して文を分割し、それをさらに自立語と附属語に分けたものを一単位とする方針である。その例は以下の通りである。

例) 父母/ノ/イツケ/ヲ/マモリ/マシ/タ/。

このような基準の下で語彙調査を行い、巻一から四まで全巻を通してカウントした結果、異語は、巻一で83語、巻二では巻一より280語増えた363語、巻三では巻二より534語増えた897語、巻四では巻三より170語増えた1067語が得られ、お互いに重なり合う語は689語であり、全体の異語数は1721語である。

一方、全体の延語数は10723語になっている。各巻毎の異語・延語数は(表5)のとおりである。

¹⁵ 松村明『大辞林』三省堂、1995年。 p.826

(表5) 巻別の異語数と延語数

語数	巻一	巻二	巻三	巻四	合計
異語数	83	363	897	1067	1721
延語数	182	1324	3849	5368	10723
割合	45	27	23	19	16

(表5) で見られるように、学年が上がるにつれ異語数にしても、延語数にしても、語彙の量は増加していることがわかる。特に、異語数においても、延語数においても、巻二から巻三の間で語数の差(異534語、延2525語)が著しく現れているのが分かる。しかし、(表5)の割合は異語数が延語数の中で占める割合を示しているのを表しているのであるが、その割合を見てみると、学年が上がるにつれ異語数が延語数に占める割合が段々減っていく現象が見られる。これは、低学年の段階においては新しい単語を多く取り入れられていることを示し、学年が上がるにつれて語数は増えるが、同じ単語(特に助詞、助動詞)が何回も繰り返して使われる割合が高くなるという語彙の一般的な特徴も表わしている。

4-1 品詞別の分析

下記の(表6)は、各巻毎に品詞別構造を九種に分けて、各巻毎にそれぞれ占める割合を示したものである。

(表6) 巻別の品詞別構造

品詞	名詞	動詞	形容	形動	副詞	接続	連体	助詞	助動	合計
巻一	34	23	4	1	2	1	0	13	5	83
割合	40.96	27.71	4.82	1.20	2.41	1.20	0.00	15.66	6.02	100.00
巻二	181	99	18	13	13	2	4	22	11	363
割合	49.86	27.27	4.96	3.58	3.58	0.55	1.10	6.06	3.03	100.00
巻三	437	272	36	23	59	8	8	33	21	897
割合	48.72	30.32	4.01	2.56	6.58	0.89	0.89	3.68	2.34	100.00
巻四	549	292	43	30	76	9	7	36	25	1067
割合	51.45	27.37	4.03	2.81	7.12	0.84	0.66	3.37	2.34	100.00

全体	921	497	70	49	96	11	9	40	28	1721
割合	53.52	28.88	4.07	2.85	5.58	0.64	0.52	2.32	1.63	100.00

上記（表6）で見られるように、巻一から巻四までの全巻を通して最も多く出されたのは名詞であり、次は動詞である。名詞と動詞を合わせると、全体の80%以上の割合を占めているのに対し、その他の品詞が占める割合は極めて少ないことが品詞別の分析で確認することができた。しかし、これはどの言語においても同じ現象であるので、特にこの『修身一』のみにおける特徴であるとは言えないが、詳しく調べてみると、学年が上がるにつれ名詞の増加率が動詞よりやや高くなっているのが分かる。

特に名詞語彙には、「朕（ちん）、天皇、天皇陛下、臣民、大日本帝国、明治天皇、昭憲皇太后、神武天皇、今上天皇陛下」などの名詞、または固有名詞を使って日本の朝鮮に対する優越感、植民地教育での修身の役割、期待及び修身教育の一断面が窺える語彙が多く出現しているのが特徴である。

なお、副詞の場合は、学年が上がるによって占める割合は段々高くなっているのに対し、助詞、助動詞などの附属語の割合は減っていることが見られる。副詞は、学年が上がるにつれ文の構造が複雑になることで数が増えていくのであるが、助詞、助動詞などの附属語は、限られた単語を繰り返して用いられることになる。このようなことにより、語数は増えても全体から占める割合は段々減っていくと言える。

4-2 語種別の分析

「修身一」で使用された語種別には、和語・漢語・混種語・外来語の四つに分類し、各巻毎に調査結果は（表7）のように整理した。各巻とも和語が占める割合が最も高く、次は漢語、混種語、外来語の順になっているのが分かる。全体的には学年が上がるにつれ語数が増えていくのであるが、特に、二年から三年に上がることで著しく増えていることが分かる。

（表7）巻別の語種別構造

巻別	区分	和語	漢語	混種語	外来語	合計
巻一	異語	65	14	4	0	83
	割合	78.31	16.87	4.82	0.00	100.00

	延語	157	17	8	0	182
	割合	86.3	9.3	4.4	0	100.00
卷二	異語	257	81	25	0	363
	割合	70.80	22.31	6.89	0.00	100.00
	延語	1158	131	35	0	1324
	割合	87.5	9.9	2.6	0	100.00
卷三	異語	602	214	81	0	897
	割合	67.11	23.86	9.03	0.00	100.00
	延語	3308	416	125	0	3849
	割合	85.9	10.8	3.2	0	100.00
卷四	異語	640	342	84	1	1067
	割合	59.98	32.05	7.87	0.09	100.00
	延語	4480	729	158	1	5368
	割合	83.5	13.6	2.9	0.0	100.00

高学年になるにつれ高度な意味伝達のためには漢語が必要になり、『修身一』でも学年が上がることで漢語の割合は増えている。しかしながら、『修身一』語種別分析で見られるように、各巻毎において和語の占める割合がほぼ80%以上で、他の語種より圧倒的に高いことに注目したい。

和語は日本語の語彙のなかで最も長い使用の歴史を持ち、語彙の根幹を成す基本的な語として盛んに使われているのであるが、現代語の書きことばについての語種別の統計である1962年の「国立国語研究所の『現代雑誌九十種の用語用字』」の調査結果を見ると、異語数では漢語が（47.5%）、和語が（36.7%）と漢語が優勢であるが、延語数では和語が（53.9%）、漢語が（41.3%）と逆転している。しかし、（表7）語種別分析の結果からも分かるように『修身一』語種別分析では異語数だけでなく、延語数においても和語の占める割合が圧倒的に高まっている。

では、『修身一』語種別分析結果は一体何を意味しているのだろうか。これは実際の言語使用、つまり日常生活のなかで和語の使用が盛んであるので、当時の朝鮮が漢字文化圏に属していることを認識しながらも日常生活に密着した身近な言葉から日本語を覚えさせ、初等機関である「普通学校」での修身教育を進めていくために和語を多く取り入れたと推測できる。

5. まとめ

以上、植民地初期第一期『修身一』を分析し、植民地時代に於いて異文化・異言語の朝鮮児童を日本人化するための日本の支配イデオロギーを浸透させる政策教育の実態について考察した。

第一次朝鮮教育令発布により編纂された『修身一』は、教育勅語という天皇制思想の注入と「時勢及民度ニ適合」な教育、また「国民タル性格ヲ涵養シ国語普及」を目的とし「民度の実際に適應する普通教育」を植民地政策においての一貫する教育方針としていた。これは「修身一」編纂の意図・内容把握及び語彙分析（人物分析含む）を通して確認したとおり、日本帝国随順・天皇崇拜・日本優越などの植民地支配の理念を『修身一』で窺うことができた。

初等教育機関の普通学校で母国語ではない日本語を持って学習された修身教育は児童にとって二重に苦闘しなければならなかったと言えよう。特に、修身科目を全教科目の土台としていた彼らの考えが隠さずに現れている。

この研究を深め、次期に編纂された修身教育の変化にも注目していくことを今後の課題にしたい。

【参考文献】

- ・金チンキュン(1984)「韓国の教育文化に対する社会的接近」『韓国社会変動研究(Ⅰ)』ソウル 民衆社. p.186~187
- ・池浩源(1997)『日帝下修身科教育研究』부산대학교교육학과
- ・小田省吾『朝鮮総督府編纂教科書概要』朝鮮総督府編纂. 大正6年
- ・唐沢富太郎『教科書の歴史』—教科書と日本人形成— 創文社. 昭和55
- ・高橋浜吉『朝鮮教育史考』帝国地方行政学会朝鮮本部発行、昭和5年. p.397、p.401
- ・松村明『大辞林』三省堂. 1995年、p.826
- ・教育史編纂会『明治以降教育制度発達史、第十巻』教育資料調査会、昭和39年. p.60~65
- ・国立国語研究所『現代雑誌九十種の用語用字』秀英出版. 1962年
- ・朝鮮総督府編纂『普通学校修身書』巻四,教師用. 1917年

- ・朝鮮総督府 『朝鮮教育要覧』大正8年1月. p.21
- ・「法令」『教育持論』第九百五拾号、開発社、明治44年9月5日. p.39~40

K C I

要 旨

本稿は、植民地初期に編纂された第1期『普通学校修身書』（以下『修身一』と略する）に限定し、修身教科書編纂の意図及び内容を把握し（人物調査及びビデオロジー含む）、語彙分析を通し各学年の学習単語及び単語（品詞別・語種別）の特徴を考察してみるところにあった。

植民地初期第一期『修身一』を分析し、植民地時代に於いて異文化・異言語の朝鮮児童を日本人化するための日本の支配イデオロギーを浸透させる政策教育の実態について考察した。また、編纂の意図・内容把握及び語彙分析を通して、日本帝国随順・天皇崇拜・日本優越などで『修身一』に掲げられた彼らの植民地支配の理念を窺うことができた。植民地教育において、修身科目を全教科目の土台とした彼らの考えがはっきりと現れていると言えよう。

キーワード：朝鮮総督府、普通学校、修身教科書、植民地教育、人物、語彙

투 고 : 2006. 8. 31
1차 심사 : 2006. 9. 9
2차 심사 : 2006. 9. 30

住 所 : (300-718)대전시 동구 자양동 17-2 우송대학교 일본어학과
電 話 : 042-630-9799, 011-773-1074
e-mail : pyskk@hanmail.net

住 所 : (300-718)대전시 동구 자양동 17-2 우송대학교 일본어학과
電 話 : 042-630-9793, 010-6473-8889
e-mail : kimjs3396@hanmail.net